

# 医療費の自己負担額を

## 助成します！

医療機関での受診時に「健康保険証」と「福祉医療費受給者証」を提示すると、保険診療にかかる医療費が無料になります。

☎高年齢障害課 ☎29 5 0 7 4 (1階) ⑬番窓口、総合支所、支所

### 重度心身障害医療費助成制度

**対象** 身体障害者手帳1〜3級、療育手帳A級、精神障害者保健福祉手帳1級、障害基礎年金1級、特別児童扶養手当1級のいずれかを受給している人  
**所得要件** 老齢福祉年金の本人所得制限額を超えないこと  
**申請に必要なもの** 印鑑、健康保険証、身体障害者手帳など障害の程度が確認できるもの、所得証明書(転入者のみ)

### 乳幼児医療費助成制度

**対象** 義務教育就学前の乳幼児  
**所得要件** 父母の市町村民税の税額控除前所得割額が、制限額以下であること  
 ※世帯により所得制限額が異なります。  
 ※母親が出産、病気などにより離職した場合の間就労できなくなった場合は、母親の所得割額を除くことができます。  
**申請に必要なもの** 印鑑、対象乳幼児

の記載がある健康保険証、父母の所得課税証明書(転入者のみ)、Wage and Tax Statement (父母が基地内勤務の外国人の人のみ)

### ひとり親家庭医療費助成制度

**対象** 18歳以降の最初の3月31日までの間の児童を有する人で、次のいずれかに該当する人  
 ※高等学校などに在学する児童は20歳以降の最初の3月31日まで  
 ①ひとり親家庭の父と児童、または母と児童  
 ②父母のいない児童  
 ③配偶者が国民年金法施行令別表1級に該当する程度の障害により長期にわたって労働能力を失っている家庭の児童  
 ④そのほか何らかの理由で、配偶者が扶養できない状態にある児童  
**所得要件** 市町村民税所得割が制限額以下であること

※世帯により所得制限額が異なります。申請に必要なもの 印鑑、健康保険証、ひとり親家庭などであることが確認できるもの(児童扶養手当証、遺族年金証書、戸籍謄本など)、同居家族全員の所得課税証明書(転入者のみ)

### 子ども医療費助成制度 (米軍再編に伴う交付金事業)

**対象** 小学生  
**所得要件** 申請に必要なもの 乳幼児医療費助成制度と同じ

### 申請の手続きは…

それぞれ申請に必要な物を持参し、高年齢障害福祉医療班または総合支所市民福祉課、支所へ  
 ※所得証明書、所得課税証明書、Wage and Tax Statementは申請日によって必要な年度が異なるので、事前に問い合わせてください。



## 福祉医療を受給中の人、これから福祉医療を申請する人へ

- 日本スポーツ振興センターの災害給付金  
 保育園、幼稚園、小学校でけがなどをした場合は「日本スポーツ振興センター」より災害給付金として医療費の給付を受けられる場合があります(給付の有無などについては、保育園、幼稚園、小学校に確認してください)。この場合に福祉医療受給者証を使用すると、医療費が二重受け取りになり市へ返金していただくことがあるので、福祉医療受給者証は使用しないでください。
- 交通事故等第三者行為の加害による医療  
 医療の原因が交通事故等第三者行為の加害によるものときは、福祉医療受給者証を使用しないでください。
- 高額療養費など  
 入院などで医療費が高額になった場合は、健康保険から高額療養費として医療費の一部が払い戻される場合があります。ただし福祉医療を受給している人は、医療費の自己負担分は市が支払っています。加入している健康保険から高額療養費や付加金の払い戻しを受けた場合は、市へ返金していただく必要があるため連絡してください。